

○飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会設置要綱

令和2年4月3日

飯塚市告示第119号

改正 R5-166

(設置)

第1条 飯塚市協働のまちづくり応援補助金(以下「補助金」という。)の申請内容に関する審査するため、飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請内容の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民協働部長の職にある者を、副委員長は、市民活動支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、総合政策課長、財政課長その他委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(R5-166 一改)

(会議)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、審査会の内容に応じ、出席する委員を指名する。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(審査基準等)

第5条 審査会の審査は、別表に定める審査基準に基づき、委員が採点することによって行う。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民協働部市民活動支援課において処理する。

(R5-166 一改)

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年5月17日 告示第166号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第5条関係)

審査基準

No	審査項目	審査内容
1	社会貢献性	当該地域からのニーズや公益性が高い事業か
2	独創性	創意工夫のある取り組みであるか
3	実現性	実施体制が整っており無理のない事業構成か
4	継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none">今後様々な事業に広がる可能性があるか事業を発展させようとする意欲や工夫があるか
5	経費の適正性	事業の規模や内容に見合った予算規模か

備考 各審査項目は10点満点とする。